

# 自動車保険改定のご案内

2020年1月1日  
以降始期用

平素よりセコム損保に格別のお引き立てを賜り誠にありがとうございます。

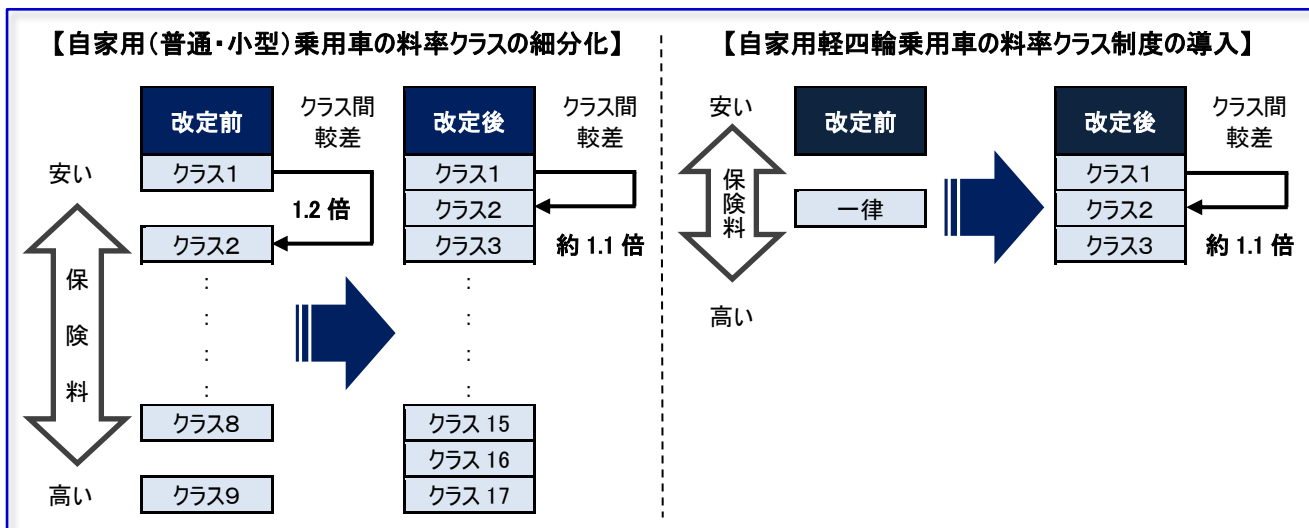
セコム損保では、ご契約期間の初日が2020年1月1日以降の自動車保険について、改定を実施いたしました。

主な改定内容について以下のとおりご案内いたしますので、ご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧いただきますよう、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

## 1. 保険料・料率制度の改定

### (1) 型式別料率クラス制度の改定

- 型式ごとの損害率をより適切に反映させた保険料とするため、自家用(普通・小型)乗用車の料率クラスを9クラス制から17クラス制に細分化します。
- 自家用軽四輪乗用車においても、型式ごとの損害率を適切に反映させた保険料とするため、新たに3クラス制の型式別料率クラス制度を導入します。



#### ◆ 型式別料率クラスについて

型式別料率クラスとは、自動車保険における自動車ごとのリスクを、補償内容(対人、対物、傷害、車両)ごとに1、2、3などのクラス別に設定したものです。自動車保険では、個々の自動車ごとにリスクが異なるため、それを型式単位で評価して料率クラスを適用し、保険料に反映させています。なお、料率クラスは保険データに基づくリスクにより決定されますが、そのリスクには運転者など人を要因とするものが含まれていますので、料率クラスがその自動車の安全性を評価しているということではありません。

※ 型式とは、基本的な車両構造などに基づいて自動車を分類する公的な単位であり、自動車検査証(車検証)に記載されています。

- 自家用軽四輪乗用車は、型式別料率クラス制度の適用がなかったため、型式の発売年月を問わずASV割引が適用されていましたが、型式別料率クラス制度の新規導入に伴い、AEB(衝突被害軽減ブレーキ)装置によるリスク軽減効果が料率クラスに反映されることから、ASV割引は自家用(普通・小型)乗用車と同様に型式発売後約3年間のみの適用に変更します。

#### 【ASV割引の適用期間】

対象となる用途車種	ASV割引の適用期間	
自家用普通乗用車 自家用小型乗用車 自家用軽四輪乗用車	型式の発売後約3年以内 <sup>(注1)</sup> に 保険始期日 <sup>(注2)</sup> が存在するご契約 にASV割引が適用されます。	型式別料率クラス制度により型式 ごとの損害率が保険料に反映する ためASV割引は適用されません。

(注1)「発売後約3年以内」とは、型式が発売された年度に3を加算した年(暦年)の12月末までの期間をいいます。

(注2)長期契約の場合、各保険年度の始期応当日を保険始期日とみなして保険年度ごとにASV割引の適用可否を決定します。

## (2) 保険料水準の改定

- 消費税増税、ライブニツツ係数の変更および直近の事故発生状況等を踏まえ、当社自動車保険全体の収支のバランスを考慮して保険料水準を見直させていただきます。
- ご契約の条件により、保険料が引下げとなる場合、引上げとなる場合がありますので、ご契約いただく際には保険料をご確認いただきますようお願いいたします。

## 2. 商品改定の内容

### 改正民法の施行

- 2020年4月1日に施行される改正民法により、法定利率が現在の「年5%」から「年3%」に変更されます(その後も3年ごとに見直されます。)。自動車保険の人身傷害保険で使用されているライブニツツ係数は、法定利率(現在年5%)をもとに算出されているため、変更後の法定利率(年3%)をもとに算出された係数に変更します。
  - ライブニツツ係数の変更は、既存契約も含めて2020年4月1日以降に発生した事故に適用します。この変更により、人身傷害保険の支払対象となる損害のうち、①後遺障害による損害における「逸失利益」および「将来の介護料」、②死亡による損害における「逸失利益」において、お支払いする保険金の額が増加します。
- ※ 人身傷害保険と同様に自賠責保険および対人賠償責任保険の支払保険金が増加する場合があります。

#### ◆ ライブニツツ係数について

逸失利益等の将来にわたって発生する損害に対する保険金を一括で受け取られた場合、お客さまはその保険金による利息収入を毎年得ることができます。そのため人身傷害保険で補償する「逸失利益」および「将来の介護料」において、毎年発生する利息に相当する額を差し引いた保険金の額を算出するために使用する係数を「ライブニツツ係数」といいます。

変更後の法定利率(年3%)をもとに算出されたライブニツツ係数により、毎年発生する利息に相当する額も減少することから、結果としてお支払いする保険金の額が増加します。

- 法定利率を年3%として算出したライブニツツ係数および人身傷害保険の支払保険金計算例については、当社ホームページでご確認いただくか、取扱代理店にお問い合わせください。

## 3. その他の改定

詳細につきましては、代理店または当社にお問い合わせください。

項目	概要
賠償責任条項における被保険者の追加	● 認知症等でドライバーの責任能力が否定された場合、その監督義務者等が責任を問われる可能性があるため、被保険者が責任無能力者であったときは、その親権者や監督義務者等を被保険者に追加します。

※このご案内は、個人用総合自動車保険および一般用総合自動車保険のご契約を対象としております。

※このご案内は、2020年1月の改定概要をご説明したものです。適用できる割引や特約等には一定の条件があります。更に詳しい内容をお知りになりたい場合には、取扱代理店にお問い合わせいただくか、重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報等)または保険約款をご覧ください。

信頼される安心を、社会へ。

**SECOM** セコム損害保険株式会社

〒102-8645 東京都千代田区平河町 2-6-2 セコム損保ビル

<https://www.secom-sonpo.co.jp/>